

社会福祉法人漆原清和会 特別養護老人ホーム旭ホーム

指定（介護予防）短期入所生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人漆原清和会が運営する特別養護老人ホーム旭ホーム（以下「施設」という）が行う指定（介護予防短期）入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の、適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員（以下「介護職員 等」という。）が（要支援）要介護状態にある入所者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護（以下「生活介護」）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護職員等は利用者の心身の特性を踏まえて、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を短期入所させ、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

（2） 利用者の人格を尊重し、人権の擁護、虐待の防止等、常に利用者の立場に立った必要なサービスの提供に努める。

（3） 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

（4） 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（5） 事業所がサービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1） 名称 旭ホーム

（2） 所在地 神奈川県横浜市旭区川井本町154番地6

（職員の職種、配置基準、および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、配置基準、および主な内容は次のとおりとする。

（1） 管理者（施設長兼務） 1名

管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師（嘱託医兼務） 1 名以上

医師は、利用者の健康管理を行う。

(3) 生活相談員（常勤兼務） 1 名以上

生活相談員は、利用者および家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、入退所業務、施設サービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員（兼務） 2 名以上

看護職員は、利用者の健康管理、健康保持のための適切な措置をとる。

(5) 介護職員（兼務） 18 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助および援助を行う。

(6) 機能訓練指導員（常勤換算法・兼務） 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(7) 管理栄養士（兼務） 1 名以上

管理栄養士は、利用者の身体的状況および健康状態を把握し、利用者の栄養、嗜好を充分配慮した食事の提供等を行う。

(8) 事務員（兼務） 1 名以上

事務員は、庶務および施設サービス利用料の管理、施設サービス提供にあたり必要となる物品の発注、購入等会計事務ならびに必要な事務を行う。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の合計で 1 日 8 名とする。

但し、併設の介護老人福祉施設事業（50 床）において空床が生じた場合には、定員 8 名に加えて当該空床を利用できるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は横浜市内とする。

(内容および手続きの説明並びに同意および契約)

第 7 条 事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第 8 条

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確認することができる。

(利用料)

第9条 施設が提供する「事業」の利用料の額（別紙）は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定受領サービスであるときは、利用者のもつ介護保険負担割合証に記載された、利用者負担の割合に基づいた額とする。但し、保険適用外にかかるその他の経費については別に定める。

2 前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取ることができる。

- ① 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
- ② 食事の提供に要する費用（食材料費および調理費用相当額）
- ③ 滞在に要する費用
- ④ 理髪・美容サービス
- ⑤ 貴重品の管理サービスの利用料
- ⑥ レクリエーション・クラブ活動における材料代
- ⑦ 複写物の交付

サービス提供についての記録の複写物を必要とする場合

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して文書で説明したうえで、支払いに同意する署名（記名押印）をうける。

(利用料の変更等)

第10条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用についての留意事項)

第11条 利用者は、日常生活等を通して自立した生活が出来るように努めるものとする。

2 利用者は、施設サービスの利用に当たって、宗教活動、政治活動・粗暴行為については、これをしてはならない。また、喧嘩、暴行、性的嫌がらせ等他人に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 前項の留意事項が著しく侵害され、改善が見込めないと判断される場合は、施設利用の継続をお断りすることもあり得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護職員は、利用者の病状に急変、緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師または家族・主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を介護職員等に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図るものとする。
 - (4) 介護職員等に対し、事故防止のための研修を定期的実施する。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備・備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 感染症または食中毒が発生した場合はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第15条 施設は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設介護職員等または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害時に関する計画(消防計画・風水害・地震等)を策定するとともに、災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、介護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護・守秘義務)

第19条 事業者は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第20条 利用者からの提供した施設サービスに関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第21条 介護職員等の資質の向上介護職員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者はサービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人漆原清和会理事長と、事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 本規程の施行につき旧運営規程「旭ホーム指定短期入所生活介護事業運営規程」は廃止とする。
- 2 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程の改廃は理事会の承認を要するものとする。